

発行日：令和 4 年 3 月 1 日 発行元：税理士法人フロンティア会計/フロンティアパートナーズ(株) 発行人：永澤 祐美子

事業復活支援金

給付上限額

売上高減少率	個人	法人（年間売上高）		
		1 億円以下	1 億円超～5 億円以下	5 億円超
▲50%以上	50 万円	1 0 0 万円	1 5 0 万円	2 5 0 万円
▲30%以上 50%未満	30 万円	6 0 万円	9 0 万円	1 5 0 万円

下記の条件を全て満たすことが条件になります。

- ・ **新型コロナウイルス感染症の影響**を受けた事業者
- ・ 2021 年 11 月～2022 年 3 月の**いずれかの月(対象月)の売上高**が、2018 年 11 月～2021 年 3 月の間の**任意の同じ月(基準月)の売上高**と比較して **50%以上**又は **30%以上 50%未満減少**した事業者

2022 年 2 月の売上高 150 万円 **(A)** で判断した場合。

(判定 1) 売上高 2021 年 2 月 400 万円
 売上高 2020 年 11 月～2021 年 3 月 2000 万円 → **(B)**
 売上高 2021 年 2 月の属する期の年商 6000 万円
(B) 2000 万円 - **((A)** 150 万円 × 5 カ月) = 1250 万円
 基準月の年商が 1 億円未満なので **100 万円** 給付。

(判定 2) 売上高 2020 年 2 月 300 万円
 売上高 2019 年 11 月～2020 年 3 月 3000 万円 → **(C)**
 売上高 2020 年 2 月の属する期の年商 12000 万円
(C) 3000 万円 - **((A)** 150 万円 × 5 カ月) = 2250 万円
 基準月の年商が 1 億円超～5 億円未満なので **150 万円** 給付。

判定 1・判定 2 いずれも給付対象なのに 50 万円の差が生まれてしまいます。

じっくりと判断してからの申請をお勧めします。

持続化給付金のように簡単に判定できない流れになっており、計算・申請の流れ・準備資料も複雑化してしています。

1月31日より申請受付が開始しています。

ネットで検索 “中小企業庁 事業復活支援金”

又は、当事務所へ。

(高橋 朋之)

あ と が き

朝の陽射しに暖かさを感じるようになってまいりました。冬から春への移ろいは、何とはなしに心が浮き立つものではないでしょうか。日本人が愛してやまない桜の季節も近いですね。毎年桜を眺めながらの散歩や宴会を楽しみにしている方は多いでしょうし、入学式の日に桜が咲いているかどうかを心配した経験のある方も少なくないはずです。ニュースレターがお手元に届く頃には、河津桜が見ごろを迎えているかもしれません。

俳句の世界では花と言えば桜を指すのだとか。改めて歳時記を開くと、桜に関わる季語の多さに驚き、その豊かさにわくわくします。時間が出来たら俳句にも挑戦したい・・・と思ったりもしました。俳句というのはルールが多く、堅苦しいと思う向きもあるかもしれませんが、皆さんも案外「縛り」のある遊びが好きだったりしませんか？

そもそも日本人は、制約の多さや環境の変化に順応したり、逆にそれを面白がったりするのが得意な傾向があると私は思います。そういったところを活かして、苦しい状況もなんとか乗り越えたいですね。

(星野 美奈子)

税理士法人フロンティア会計/フロンティアパートナーズ株式会社

川崎市川崎区東田町 11-22 F T Kビル 5F

☎044-230-4110 📠044-230-4111 U R L :<https://partners.co.jp>

【アクセス】

